

令和8年度群馬県動物愛護推進員募集案内

群馬県動物愛護推進員の委嘱にあたり、県民より一般公募を行います。

1 応募資格、募集人数等

募集		群馬県動物愛護推進員
募集人数(予定)		若干名
任期		令和8年11月1日～令和10年9月30日
応募資格	年齢	令和8年11月1日時点で満18歳以上の者 (平成20年11月1日以前に生まれた者)
	その他	次のすべてを満たす者 ・中核市(前橋市、高崎市)を除く県内に在住の者 ・犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 ・動物の愛護及び管理に関する法律等に反する行為等により、県から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者 ・過去に動物愛護推進員を解任されたことのない者

2 選考方法

書類審査後、令和8年10月下旬頃(予定)に面接を行い、食品・生活衛生課内に設置する選考委員会で選考の上、10月末に本人あて結果をメールでお知らせします。

< ☒ doubutsu@pref.gunma.lg.jp >

あらかじめ、当方からのメールが確実に受信できるよう、迷惑メール設定や受信許可リスト等のご確認、ご設定をお願いいたします。

種目	内容
小論文	識見、思考力、表現力等について評価します。
面接	個別面接により、人物について総合的に評価します。

3 動物愛護推進員とは

動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定により都道府県知事等が委嘱する、以下の活動を行う者のことです。推進員が活動する範囲は、原則として居住している地域とし、自主的な活動をお願いしています。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深めること
- (2) 県民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること
- (3) 犬、猫等の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の重要な支援をすること
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県等が行う施策に必要な協力をすること
- (5) 災害時において国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること

4 応募方法

原則、ぐんま電子申請受付システム(インターネット)により申込みを行ってください。なお、提出した書類は返還しません。

ぐんま電子申請受付システム(インターネット)による申込みが困難な場合には、事前に群馬県健康福祉部食品・生活衛生課動物愛護推進員担当(電話 027-226-2442(ダイヤルイン))にお問い合わせください。

募集期間	令和8年9月8日(火)～10月1日(木)23時59分(受信有効)
提出書類	【小論文】 任意の様式とする。 テーマ:「私が動物愛護推進員になったら」 文字数:自由書式で、800字程度(400字詰原稿用紙2枚程度) 【応募用紙】 県ホームページよりダウンロードして作成する。 県ホームページ: https://www.pref.gunma.jp/page/771814.html
提出方法・提出先	上記提出書類を用意の上、ぐんま電子申請受付システムから申し込んでください。また、県ホームページにアクセスして、内容をご確認のうえ申し込んでください。 ○ぐんま電子申請受付システム(応募フォーム): https://logoform.jp/form/9cfD/1760025 ○県ホームページ(募集案内): https://www.pref.gunma.jp/page/771814.html 申込完了をお知らせする自動返信メールが届きます。メールが届かない場合、申込みは完了していませんので、必ずメールを確認してください。 利用者ID・パスワード及び、申込完了時に表示される受付番号は必ず控えを取り、紛失しないように保管してください。 ※パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。
個人情報の取扱い	ご提出いただいた応募書類及び個人情報は、令和8年度動物愛護推進員選考の選考基準としてのみに利用いたします。選考終了後は、県の基準に従い、適切に廃棄いたします。
面接の連絡について	10月7日(水)頃、面接対象者に対し、面接日程を通知します。 面接は、10月19日(月)～22日(水)頃を予定しています。

5 推進員の構成等

群馬県動物愛護推進員は、公募の他に動物愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼育について普及啓発を行っている団体等より推薦された者で構成され、群馬県知事により委嘱されます。

6 問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 動物愛護推進員担当

電話:027-226-2442 FAX:027-220-4300

▼応募フォーム



▼募集案内

